

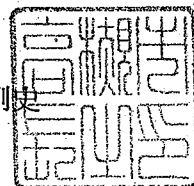
高槻市公告第 75号

高槻産木材製将棋駒製作業務委託に係る制限付一般競争入札募集要項（郵便入札）

上記の制限付一般競争入札の執行について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び高槻市財務規則（平成7年高槻市規則第13号。以下「財務規則」という。）第94条の規定により公告します。

令和8年4月23日

高槻市長 濱田 剛



1 業務内容

- (1) 契約名称 高槻産木材製将棋駒製作業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 納品場所 高槻市立小学校41カ所及び高槻市役所将棋のまち推進課
- (4) 数量 3,000個
- (5) 仕様 別紙「仕様書」のとおり
- (6) 納入期限 令和9年3月18日(木)17時まで

2 入札保証金 要（契約金額の3%相当額以上）

※財務規則第99条の定めるところにより納付が免除となる場合あり。

3 契約保証金 要（契約金額の5%相当額以上）

※財務規則第117条の定めるところにより納付が免除となる場合あり。

4 前払金 無

5 部分払 有

6 予定価格 非公開

7 最低制限価格 なし

8 応募（入札参加申請）の資格要件

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 令和8年1月1日現在において、将棋駒製作またはこれに類似する過去2年以上の営

業実績があり、現在も継続していること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 高槻市物品売買業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 国税・地方税を完納していること。
- (5) 高槻市からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

9 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和8年4月27日(月)午前8時45分から午後5時15分まで
(将棋のまち推進課必着)
- (2) 提出方法
 - ・ 所定の質問書（様式3）に質問内容を記載し、本市ホームページ内の本募集要項掲載ページ下部にある「お問い合わせフォーム（簡易電子申込サービス）」から提出（送信）すること。
 - ・ お問い合わせ内容の欄には「高槻産木材製将棋駒製作業務（質問）」と明記し、提出（送信）すること。

※提出（送信）後、質問を送信した旨を、将棋のまち推進課担当者へ必ず電話にて連絡すること。

※なお、入札手続きに関する質問は電話にて随時受付を行う。
- (3) 回答の方法 令和8年4月30日(木)午後5時15分までに、本市ホームページにて質問及び回答を公開する。

10 応募（入札参加申請）及び入札書の提出

入札参加を希望する者は、応募（入札参加申請）の資格要件を満たすことを確認のうえ、提出必要書類及び入札書を次に掲げる方法により全て提出すること。

※書類は、本市ホームページからダウンロードすること。

(1) 全業者提出書類

- ・ 制限付一般競争入札参加申請書（様式1）
- ・ 入札書（様式2）

(2) 「令和8年度 物品・業務委託（施設管理業務委託を除く）入札参加資格者名簿（以下「業者名簿」という。）に登載されていない者は下記に掲げる書類も提出すること。

（詳細は別紙1「別途必要書類一覧」参照）

※ 当該書類の提出による資格取得は本案件についてのみ適用されるものであり、本市におけるその他の案件に適用されるものではない。

No.	書類名	法人	個人	複写
1	使用印鑑届 (様式4)	◎	◎	不可
2	営業実績等届出書 (様式5)	◎	◎	可
3	委任状 (様式6)	△		不可
4	暴力団排除に関する誓約書 (様式7)	◎	◎	可
5	債権者登録 (兼口座振込) 申請書 (様式8)	△	△	不可
6	印鑑証明書	◎		可
7	印鑑登録証明書		◎	可
8	商業登記簿謄本	◎		可
9	身分証明書		◎	可
10	登記されていないことの証明書		◎	可
11	住民票の写し		◎	可
12	財務諸表	◎	◎	可
13	法人税及び消費税の納税証明書 (その3の3)	◎		可
14	所得税及び消費税の納税証明書 (その3の2)		◎	可
15	高槻市税の完納証明書	△	△	可

- (3) 提出期間 令和8年4月23日(木)午前8時45分から令和8年5月12日
(火)午後5時15分まで
※入札書以外の送付書類については上記期間内であれば提出書類の
補正は可とする。(入札書は書換え、引換え又は撤回することがで
きない)

- (4) 提出方法
- ・全提出書類を書留・簡易書留にて郵送
※『普通郵便』『特定記録郵便』などで入札書を郵送した場合、そ
の入札は「無効」となる。
 - ・内封筒及び外封筒の二重封筒とし、内封筒に入札書を、外封筒にそ
の他の応募書類を封入しなければならない。
※内封筒及び外封筒の記載・押印内容は別紙2「内封筒記入例」・
別紙3「外封筒記入例」のとおり)

- (5) 提出先 〒569-0067
高槻市桃園町2-1
高槻市役所総合センター8階 将棋のまち推進課

- (6) その他
- ア 送付書類は、理由の如何を問わず返却しない。
 - イ 申請書に虚偽の記載をした者は、入札に参加できない。
 - ウ 送付に関する一切の費用は、申請者の負担とする。

11 入札参加資格の確認及び通知

提出書類等を審査した後、参加資格確認通知書（様式9）を令和8年5月14日(木)付けで申請者宛てに送付する。

なお、当該通知で資格を有するとされた者であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

12 資格不認定者に対する理由説明

- (1) 資格不認定者は、入札参加資格確認結果の通知日の翌日から5日以内に、その理由について説明を求めることができる。
- (2) 前項に基づく説明要求は、書面（説明要求書（様式10））により受け付けるものとし、その他の方法では受け付けないものとする。
- (3) 説明要求があった場合は、原則として、書面により回答する。

13 無効の入札

入札書については、財務規則第100条第5項各号に掲げるもののほか、次に該当する入札は無効とする。なお、落札者が無効の入札を行っていた場合には、落札決定を取り消す。

- (1) 書留または簡易書留によらない方法で提出したもの
- (2) 提出期間を過ぎて到着したもの
- (3) 入札書が同封されていないもの
- (4) 入札に参加する資格のない者のしたもの。なお、当初入札参加資格がある旨を確認された者であっても、入札時点において資格を喪失している者の入札は無効とする。
- (5) 入札書の記載内容もしくは押印が、業者名簿登載時提出書類または別途必要書類と同一性が確認できないもの
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確なもの
- (7) 郵便入札用封筒（内封筒）に、入札参加者の商号又は名称が確認できないもの
- (8) 郵便入札用封筒（外封筒）に、入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者の役職・氏名が確認できないもの
- (9) 郵便入札用封筒（内封筒・外封筒）に記載の内容と、同封された入札書の内容との同一性が確認できないもの
- (10) 同一入札に同一人が複数の入札書を提出したもの
- (11) 入札金額を訂正したもの
- (12) 本市ホームページに掲載の様式2以外の入札書を使用したもの

(13)その他、入札に関する条件に違反したもの

14 入札に関する注意事項

- (1) 入札は、財務規則、高槻市競争入札心得（以下「入札心得」という。）の規定に従い行うこと。
- (2) 課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もる契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (4) 入札書は、本市ホームページに掲載の様式2を使用すること。この様式以外での入札は、無効とする。
- (5) 入札保証金は、納付を免除された場合を除き、見積もる契約金額の3%相当額以上の金額を納入すること。
- (6) 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額とする。この場合において、契約金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- (7) 契約保証金は、納付を免除された場合を除き、契約金額の5%相当額以上の金額を納付すること。
- (8) 入札回数は1回とする。
- (9) 提出期間までに到着した郵便入札用封筒の数が1者に満たない場合は、不成立とする。
- (10) 入札参加者が、入札を辞退しようとするときは、事前に入札辞退届を提出しなければならない。（任意様式）
- (11) 入札参加者は、開札を傍聴することができる。傍聴を希望する場合は、担当課の入札担当職員に申し出ること。

15 開札の立会い

- (1) 開札にあたっては、本案件の入札者の中からあらかじめ2者を入札立会人として選定し、通知する。
- (2) 選任された立会人は、やむを得ない理由がある場合を除き、立会いを辞退することは出来ない。
- (3) 選任された立会人が開札に立ち会わない場合など立会人が2者に満たない場合は、入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて開札を行う。

16 開札の方法、日時

- (1) 開札日時及び会場は、次のとおりとする。
 - ア 開札日時 令和8年5月20日(水) 午前10時から
 - イ 開札会場 高槻市役所 本館4階 入札室
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を

落札者とする。

(3) 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときには、当該入札をした者があらかじめ入札書に記載した3桁の番号（以下「くじ番号」という。）等により、別紙4に定める方法により落札者を決定する。

17 落札の通知

本郵便入札により落札者を決定したときは、落札者に連絡し、入札結果を本市ホームページに掲載する。

18 異議の申立て

入札を行った者は、入札後は、財務規則、入札心得、契約条項（案）、仕様書（案）、その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

19 その他

上記条件は全て公告日現在におけるものとする。

20 問い合わせ先

高槻市 歴史にぎわい部 将棋のまち推進課（担当 新名）

TEL：072-674-7399

FAX：072-674-7721